川越市

川越市建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いの改正について（お知らせ）

川越市建設工事標準請負契約約款第１０条の規定に基づく「現場代理人の常駐義務の緩和」について、兼務できる工事等の取扱いを改正しましたので、お知らせします。

１　改正内容の概要

改　正　前	➡	改　正　後
兼務できる工事の当初請負契約額について		
３，５００万円未満（建築一式工事である場合にあっては７，０００万円未満）の工事	➡	４，０００万円未満（建築一式工事である場合にあっては８，０００万円未満）の工事

※　発注者の承諾が得られている場合に限ります。

２　適用日

令和５年１月１日以降に、入札公告又は指名通知を行う建設工事について、適用します。

なお、令和５年１月１日以降に工事が完成する請負契約については、受発注者間で協議の上発注者が認めた場合は、改正後の取扱いを適用することができます。

３　改正内容の詳細

今回の改正の詳細な内容については、「川越市建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱い」をご覧ください。

担　　当　総務部契約課工事担当
電話番号　049-224-5632（直通）

詳細については、川越市公式ホームページでもご確認いただけます。

川越市　現場代理人の常駐義務 で **検索**

川越市マスコットキャラクター ときも